◎児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 新 旧 対 照 条 文

○児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該食事療養	
。以下同じ。) であるもの 一万四千八百八十円 (食事療養標	
年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう	
ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者(生活保護法(昭和二十五	(削除)
項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。)	
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十一条の二第二	以下同じ。)
康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額又は	険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。
イ ロからホまでに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額(健	イ ロ及びハに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額(健康保
者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額	者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
療をいう。以下同じ。)を受ける者 次のイからホまでに掲げる	療をいう。以下同じ。) を受ける者 次のイからハまでに掲げる
寮(児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医	寮(児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医
第二項第一号に規定する食事療養をいう。)に係る障害児施設医	第二項第一号に規定する食事療養をいう。)に係る障害児入所医
一 食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条	一 食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
適用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の	適用する場合を含む。) に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の
二項第二号(同法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて	二項第二号(同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第
大臣が定める額	大臣が定める額
児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働	児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働
現行	改正案

(削除)

| | うれでは、 | うれでである。 | うれでのであってこのがに定める額をので、かっ、食事療養標準負担額を負担することとしたならばれている。 | うれである。 | うれである。 | うれである。 | うれである。 | うれである。 | うれである。

う。以下同じ。) に係る障害児入所医療を受ける者 次のイからハ療養をいう。)に係る障害児入所医療を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額の法がある。以下同じ。)

標準負担額)

| 大ならば保護を必要としない状態となるもの 零に規定する要保護者をいう。以下同じ。)を必要とする| である者であって、| に規定する要保護者をいう。以下同じ。)を必要とする| である者であって、| である者である。以下同じ。) である者であって、| である者である。 | である者である。 | である者である。 | である者である。 | である者であって、| である者であって、| である者であって、| である者であって、| である者である。 | である。 | でんなる。 | でんな

二 二十歳未満の者(ホに掲げる者を除く。) る。 掲げる額(同号(同令第五十条の三第一項の規定により読み替 規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生 令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の 額の合計額を除く。以下同じ。)及び同項第三号に掲げる額の えられて適用する場合を含む。)に規定する食事療養標準負担 労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、 合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、 児童福祉 同項第二号に + 一第一 零とす 法施 一項に

を 負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 保護を必要とする状態となるものであってこの示に定める額を って、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば 、二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であ

老人保健法第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準でに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額療養をいう。)に係る障害児施設医療を受ける者 次のイからハ生活療養 (健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活

口 担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであい。要保護者である者であって、かつ、生活療養標準負担額を負 としない状態となるもの 四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額) ってこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要 被保護者 一万四千八百八十円(生活療養標準負担額が一万

> 口 負担額をいう。以下同じ。) 被保護者 一万四千八百八十円(生活療養標準負担額が一

ハ 要保護者である者であって、かつ、生活療養標準負担額を負 担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであ 四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額 ってこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要 万

としない状態となるもの